

Title	阪大法学 55巻 3・4号 巻頭の辞
Author(s)	三成, 賢次
Citation	阪大法学. 2005, 55(3,4)
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55310
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

巻頭の辞

多胡圭一先生と國井和郎先生は、平成一七年三月三十一日をもってたくご定年をむかえられ、大阪大学大学院法学研究科教授をご退職されました。両先生の業績を讀るとともに、両先生に対する私たちの感謝と惜別の念を込めて、ここに阪大法学特集号を刊行し、両先生に捧げます。

多胡圭一先生は、昭和四一年三月大阪大学法学部を卒業し、同年四月同大学院法学研究科修士課程に進学、昭和四四年三月同課程を修了、同年四月より同研究科博士課程に進学、昭和四七年一二月同課程を単位取得退学されました。引き続き、昭和四八年一月に大阪大学助手法学部に任官され、同助教授を経て、平成七年二月同教授となり、平成一一年四月からは大学院重点化に伴い、同大学院法学研究科教授となりました。

先生のご研究は、日本と北東アジアの近代化の過程と特質を、内政だけでなく東アジアの国際政治の文脈のなかで実証的に分析するものであり、とくに韓国併合の政治過程とそれが日本の近代化に与えた影響を解明してこられました。国内政治と国際政治そして植民地民衆の抵抗運動の諸側面に光をあてつつ、日本による植民地化過程を史料にそくし政治過程として描きだしたその研究手法は、そのユニークさにおいてわが国の政治史研究に大きな影響を与えました。先生は、以上のような研究を踏まえた日本政治史の講義・演習などの授業を通じて学生の教育に力を尽くされましたが、とりわけ留学生の研究指導に情熱を傾け、先生の演習からは後に日本と韓国やカナダとの研究交流の架け橋となる有為の外国人研究者たちが輩出されました。

学内行政においても、多胡先生は、大阪大学出版会出版委員会委員などを歴任されるとともに、平成七年八月か

ら平成九年七月まで評議員、平成一二年六月から平成一六年三月まで大学院法学研究科長を務められました。とくに二期約四年にわたった研究科長在任中は、わが国の大学・法学部にとっても激動の時代であり、先生は、国立大学法人化への対応や司法制度改革に伴う法科大学院（高等司法研究科）の創設に尽力し、大阪大学と法学研究科の発展に一方ならぬ貢献をされました。また、先生は、国際的な学術研究交流にも情熱を注がれ、韓国の嶺南大学校法科大学や中国の清華大学法学院など、とくにアジアの代表的な研究機関との学術交流協定の締結に力を尽くされました。さらに、学外においても、先生は大学基準協会相互評価委員会委員、大阪府地方労働委員会公益委員などを歴任され、社会に対し貢献されるとともに、平和学公理事（事務局長）や大阪市会史編纂委員なども務められました。

國井和郎先生は、昭和四一年三月に大阪大学法学部を卒業後、同年四月より同大学院法学研究科修士課程に進学、昭和四四年三月に同課程を修了後、同年四月より同研究科博士課程に進学、昭和四六年三月同課程を単位取得退学されました。引き続き、同年四月に大阪大学助手法学部に任官、助教教授を経て、昭和六二年四月に同教授となられ、平成一一年四月からは大学院重点化に伴い、同大学院法学研究科教授に、さらに平成一三年四月に同研究科附属法政実務連携センター教授に、また平成一五年四月からは再び同研究科教授となっております。

先生は、民法学を中心に法律学の教育・研究に邁進され、学界をリードする数多くの研究成果を発表してこられました。同時に、先生の識見と学識を通して有意の人材を育成し、とくに先生の演習からは多くの法律家が輩出されました。先生のご研究は民法の全領域を網羅する龐大なものですが、とくに不法行為等の民事責任論においては、学界のみならず実務界に対しても多大な影響を与えてこられました。先生は、不法行為に関する研究を通じ、わが国の民法理論を深化させるとともに、現実の裁判にも指針を示してこられたのです。

國井先生は、学内行政においては、平成三年八月から平成五年七月まで評議員、平成八年六月から平成一〇年五月まで法学部長、平成一三年四月から平成一五年三月まで大学院法学研究科附属法政実務連携センター長を務められました。とくに、法学部長在任中は、法学部の大学院重点化を精力的に進め、その実現に貢献されました。その他、総長補佐、制度委員会委員長をはじめ学内の重要な委員長等を歴任されました。また、先生はフランスとの学術交流を積極的に推進され、法学研究科とパリ第一大学の間での学術交流の礎を築かれました。さらに、先生は、比較法学会、日本私法学会、日仏法学会の各理事を務められました。明治初年期民事判決原本の国立大学への移管に際しては、大学側の代表幹事として最高裁判所等との折衝に当たり、その実現に尽力されるなど、法学界全体の発展にも寄与されました。そして、大阪府地方労働委員会会長代理、公認会計士試験第二次試験委員、司法試験（第二次試験）審査委員、大学設置・学校法人審議会専門委員、大阪紛争調整委員会会長、大阪保護司選考委員会、茨木市公平委員会委員等の各種学外委員を歴任され、社会貢献活動における功績にはとくに顕著なものであります。

以上のように、多胡先生ならびに國井先生は、それぞれの専門分野は異なりますが、教育・研究に大きな足跡を残され、また大阪大学と法学部・法学研究科の発展に尽くしてこられました。ここに、改めて両先生の学恩とご薫陶に対し、深い敬意と感謝を捧げるものであります。

両先生が今後ますますご健勝にてご活躍されることを心よりお祈りいたしますとともに、これまでと同じく私どもに対しご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成一七年十月

大阪大学大学院法学研究科長
大阪大学法学部評議員長

三 成 賢 次